

【（介護予防）福祉用具販売事業者 重要事項説明書】

1. 当社の概要

①法人名； 株式会社ライフケア ②法人所在地； 岡山県岡山市北区野田三丁目 20 番 28 号
③電話番号；086-805-4520 ④代表者氏名； 山下 常男 ⑤設立年月日；1985 年 10 月 23 日
⑥運営の目的及び方針； 福祉用具を販売することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図ることを目的とし、事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・設置・調整等を行うものとする。また、事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他の保険医療サービス及び福祉サービス提供者との連携に努めるものとする。

2. 介護保険に基づく知事から指定を受けている事業所の概要

①事業所の提供できるサービスの種類と地域

事業所名	株式会社ライフケア 津山支店
所在地	岡山県津山市押入 503-1
指定番号	3370301644
サービス提供地域	津山市、真庭市、美作市、新見市、鏡野町、美咲町 久米南町、勝央町、奈義町、西粟倉村、新庄村

②同事業者の職員体制

資格	常 勤			業 務 内 容	計
管 理 者	丸尾 眞二			管 理 業 務	1
福祉用具専門相談員	丸尾 眞二	宮原 和也	牧野 靖	販 売 業 務	6
	有友 裕亮	時尾 正記	福廣 竜矢		

③営業時間

平日 午前 9 時～午後 6 時 休日：土日、祝日、8 月 13 日～8 月 16 日、12 月 29 日～1 月 4 日
《当社が提供するサービスについての相談窓口》

① 担当部署；津山支店 福祉用具販売事業部 電話番号； 0868-20-1300 F A X； 0868-20-1301
② 急時で上記に電話がつかない時などは、下記にご連絡ください。 携帯電話；090-4656-9087（丸尾）

3. サービスの内容

① 福祉用具の選定

福祉用具の選定にあたっては、ご利用者の身体状況について聴取させていただきます。聴取した内容に基づき、適切な福祉用具の選定について助言をいたします。

② 福祉用具の納品

納品日をご相談させていただきます。納品に際しては、福祉用具専門相談員が使用方法の説明を行います。又、取り扱い説明書をお渡しいたします。

③ 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制

1) 選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリットおよびデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供し、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行います。

2) 選択制の対象福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、目標の達成状況を確認させていただきます。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行います。

なおその際の費用については実費となります。

④ 特定福祉用具販売計画の実施状況の把握

特定福祉用具販売計画の作成後、6 か月以内に当該特定福祉用具販売の実施状況の把握（モニタリング）を実施し、福祉用具サービス計画の目標の達成状況を確認いたします。

なお、モニタリングの結果を記録した記録については、担当の指定居宅介護支援事業者に報告いたします。

4. 料金

①購入費の全額(10 割)をお支払いいただき、その後、区市町村に保険給付の費用(購入費の 9 割相当額)を請求する事ができます。「支払限度額は 10 万円(自己負担 1 割)」(償還払い)

②市区町村によっては 1 割負担分のみを支払う、受領委任払いもあります。

③販売商品の搬出入に通常以上の従事者やクレーン車等の特別な装置及び造作を必要とする場合には、別途費用をいただきます。

④交通費

通常の事業実施地域以外の場合は、実施地域を越えた地点から片道 10 k m 毎に 100 円の別途費用をいただきます。

⑤上記①②の場合ですが、用具購入は 1 項目につき 1 点です。同じものを 2 点買うことは基本的にできません。

5. サービスの利用についての注意事項

①介護認定前にサービスを提供する場合、自立と判断されると、購入費は全額利用者の負担となります。

②ご利用者及び介護される方は、商品について定められた使用方法を遵守して下さい。誤った使用方法により、破損した場合は補償、交換等は出来ません。

6. 秘密の保持

- (1) 利用者の情報について、介護保険法等の規定に基づき、正当な理由なく知りえた情報は漏らしません。
- (2) 社内会議等において利用者の個人情報を用いる場合あらかじめ同意書をご提出頂きます。なお、個人情報は外部には漏らしません。
- (3) 疾病等、何らかの理由により利用者本人からの同意が困難な場合、家族からの同意を頂くことがあります。
- (4) 同意書の有効期限は、契約期間と同じである。

7. 記録の保管

サービス提供の記録について 5 年以上の期間、外部には漏れないように保管いたします。記録の閲覧、写しの交付については無料にて承ります。

8. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容を変更する場合には、利用者にその内容を郵送にて通知いたします。

9. 虐待の防止のための取組について

- (1) 虐待防止に関する責任者は、以下の者を選定しています。
- (虐待防止に関する責任者) 丸尾 眞二
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するとともに、虐待の防止のための対策を行う検討委員会、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的を開催しています。
- (3) 虐待等に関する利用者及びその家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに市町村の窓口に通報します。

10. 各種相談・苦情・事故・緊急時の窓口

お客様相談・苦情担当窓口； 丸尾 眞二
営業時間；24時間対応 電話番号；090-4656-9087

①苦情処理体制

利用者→福祉用具専門相談員→管理者→苦情処理改善委員会→管理者→利用者
*管理者権限で対応できる場合は苦情処理改善委員会へは事後報告となります。

②お客様は当事業所以外に、国民健康保険団体連合会や自治体に相談・苦情を伝える事ができます。

団 体 名	住 所	電 話 番 号
岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町 17-5	086-223-8876
津山市社会福祉事務所 高齢介護課	津山市山北 520	0868-32-2070
真庭市高齢者支援課	真庭市久世 2927-2	0867-42-1074
美作市保健福祉部高齢福祉課 介護保険係	美作市北山 390-2	0868-75-3912
新見市福祉部介護保険課 保健管理係	新見市新見 310-3	0867-72-3148
鏡野町保健福祉課 介護係	苫田郡鏡野町竹田 660	0868-54-2986
美咲町保険・年金課	久米郡美咲町原田 1735	0868-66-1115
久米南町役場 保健福祉課	久米郡久米南町下弓削 502-1	086-728-4411
勝央町健康福祉部 介護保険班	勝田郡勝央町勝間田 201	0868-38-7102
奈義町健康福祉課	勝田郡奈義町豊沢 327-1	0868-36-6700
西栗倉村保健福祉課 介護保険課	英田郡西栗倉村影石 95-3	0868-79-7100
新庄村住民福祉課	真庭郡新庄村 2008-1	0867-56-2646

個人情報の使用について

利用者と家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用いたします。

- 1 使用目的
- (1) 介護予防サービスの提供を受けるに当たって、担当職員と介護予防サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)ほか、居宅介護支援事業所又は介護予防サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- (3) 現に介護予防サービスの提供を受けている場合で、体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで医師・看護師等に説明する場合
- 2 個人情報を提供する事業所
- (1) 介護予防サービス計画に掲載されている介護予防サービス事業所
- (2) 受託した居宅介護支援事業所
- (3) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）
- 3 使用する条件
- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

上記の重要事項・個人情報の使用・適合状況の確認・取扱説明書の交付及び実使用での取扱説明確認についてご利用者並びにそのご家族に説明いたしました。

株式会社ライフケア 津山支店

福祉用具相談員

上記の重要事項・個人情報の使用・適合状況の確認・取扱説明書の交付及び実使用での取扱説明確認について重要事項の書面の交付並びに説明を受け、同意します。

年 月 日

利用者 氏名 印 (続柄)

利用者の家族 印 (利用者)

住 所